

募 集 要 領

陸 上 自 衛 隊

相馬原駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2に所在する陸上自衛隊相馬原駐屯地において、隊員及び来訪者等の利便性を確保するため、食堂の設置及び経営の業務を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
- (2) 名 称
陸上自衛隊相馬原駐屯地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく、行政財産の使用許可により設置する。

- (2) 業種及び店舗数
食堂 1店舗
- (3) 設置場所
陸上自衛隊相馬原駐屯地
細部は、業者説明会において説明する。
- (4) その他
仕様書のとおり。

4 業者説明会

以下のとおりの日時に業者説明会を実施する。なお、本説明会に参加しない業者は、本公募に参加できない。

- (1) 日 時
令和6年4月16日（火）午前10時00分
- (2) 場 所
陸上自衛隊相馬原駐屯地 厚生センター
- (3) 携行品
募集要領、仕様書及び印鑑
- (4) 申込要領
参加を希望する者（各業者2名以内）は、令和6年4月15日（月）午後12時までに会社名及び参加者氏名並びに連絡先電話番号を付紙「業者説明会参加申込書」に記載し、FAX送信もしくは、郵送で通知する。
- (5) 問い合わせ先
群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科（担当：田中、片木）
電話番号：0279-54-2011（内線2334、FAX2729）
※電話交換手につながるため、当該交換手に内線番号を申し出て下さい。
なお、FAX送信する場合は、送信後に着信の有無を問い合わせ先に電話し、確認して下さい。

5 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。
なお、提出された書類は、返却しない。
ア 申請書 1部（別紙様式第1）
イ 企画提案書 正1部 写10部（別紙様式第2）
（ホッチキス止めとし、簡単な装丁をする。原則としてA4版とする。）
次に掲げる事項について、必ず記載又は資料を添付すること。
ア) 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

- (イ) 営業日及び営業時間
 - (ウ) 清算方法（現金、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等の対応等）
 - (エ) 店舗レイアウト図（平面図）（別紙様式第4）
 - (オ) 店舗イメージ図（別紙様式第5）
※外観等のイメージを記載する。
 - (カ) 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - (キ) 衛生管理方法
 - (ク) クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - (ケ) 販売予定商品と同等の商品写真（別紙様式第6）
 - (コ) その他のアピールポイント
- ウ その他関係書類 各1部
- 本公募の参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる書類も併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査を行わず無効とする。）
- (ア) 業務確約書（別紙様式第7）
 - (イ) 誓約書（別紙様式第8）
 - (ウ) 役員名簿（別紙様式第9）
 - (エ) 戸籍抄本
 - a 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - b 発行後3か月以内のもの
 - (オ) 直近の営業経歴書
会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されているもの。
 - (カ) 直近の財務諸表
 - a 個人
直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - b 法人
直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸貸対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - (キ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - a 個人
その3の2
 - b 法人
その3の3

- (ク) 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- (ケ) 印鑑証明書
発行後3か月以内のもの
- (コ) 都道府県知事が発行した営業許可書の写し
- (2) 申請書等提出の留意事項
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）をもって、前号ウ（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）に定める書類に代えることができる。
- (3) 申請書等の提出先
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科（担当：田中、片木）
住所：群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
電話：0279-54-2011（内線2334、FAX2729）
- (4) 提出期限
令和6年5月16日（木）午後4時
郵送する場合は、提出期限日時までに当駐屯地必着とする。
- (5) 応募者の失格
次のいずれかの事項に該当する行為があった場合は、失格とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
 - ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
 - カ その他、違反と認められる場合
- (6) 企画提案書等の修正の禁止
原則として、申請書等の提出後、企画提案書等の変更、修正、差し替え、削除及び追加を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その場合の日程については、書類選考に基づき選抜された者に別途通知することとする。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決定しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。

7 業者の決定日（予定）

令和6年6月中旬

選考結果については、電話または郵便により通知する。

8 業者決定後の提出書類

食堂の設置及び経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途配布）

(2) 提出先

群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2

陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科

電話：0279-54-2011 内線2334、FAX2729

(3) 提出期限（予定）

令和6年6月下旬（細部は別に示す。）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
相馬原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者の氏名

⑩

法人・個人の別

法人・個人

（ふりがな）

担当者氏名：

連 絡 先：

F A X：

陸上自衛隊相馬原駐屯地において、食堂を設置し、経営を行うことについて希望するので、各種申請書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※注 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は、登録印を使用して下さい。

企画提案書

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

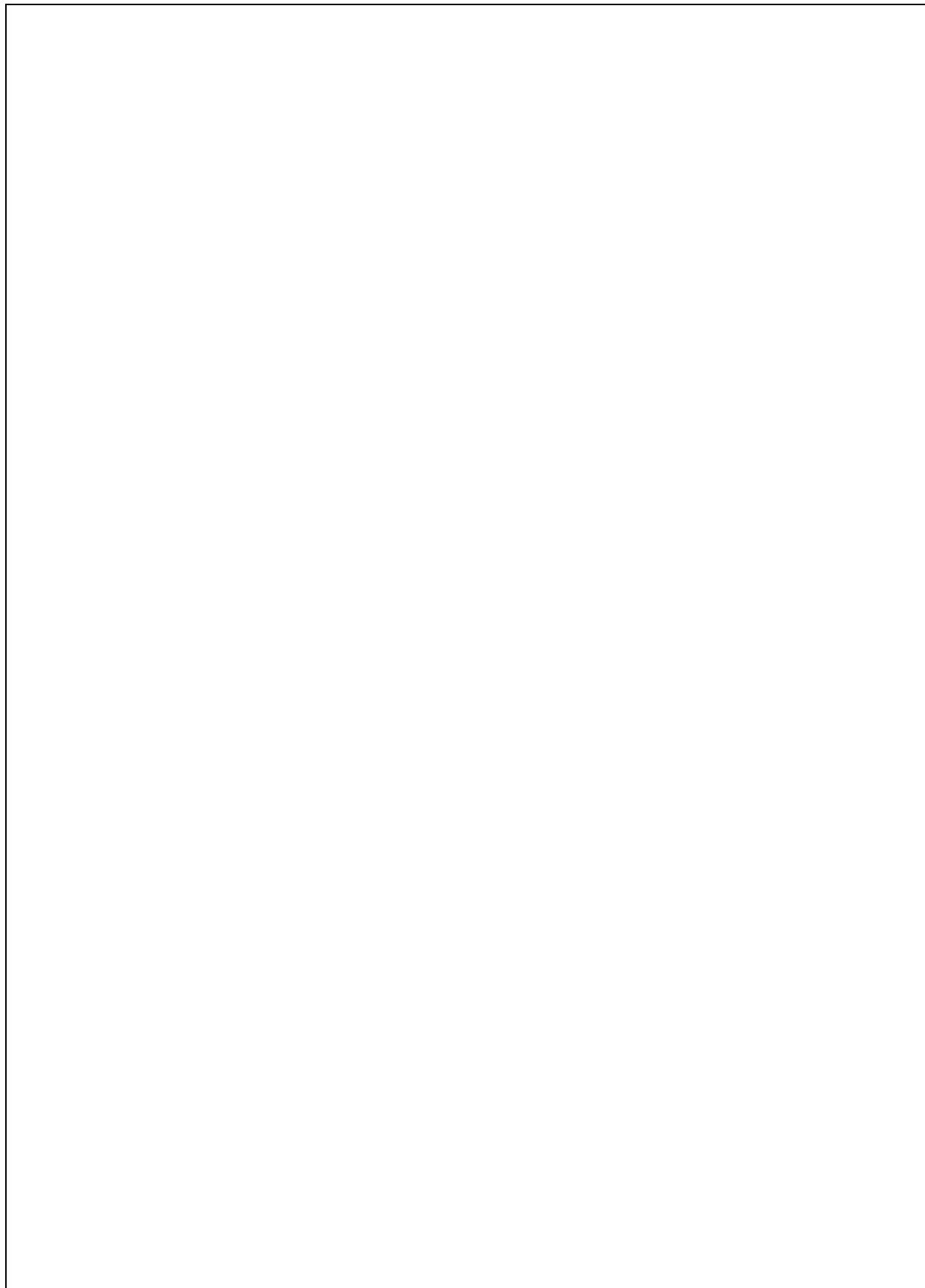
ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
イ 営業日及び営業時間
ウ 清算方法（現金、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等の対応等）
エ 店舗レイアウト図（平面図）（別紙様式第4）
オ 店舗イメージ図（別紙様式第5）
カ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
キ 衛生管理方法

ク クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

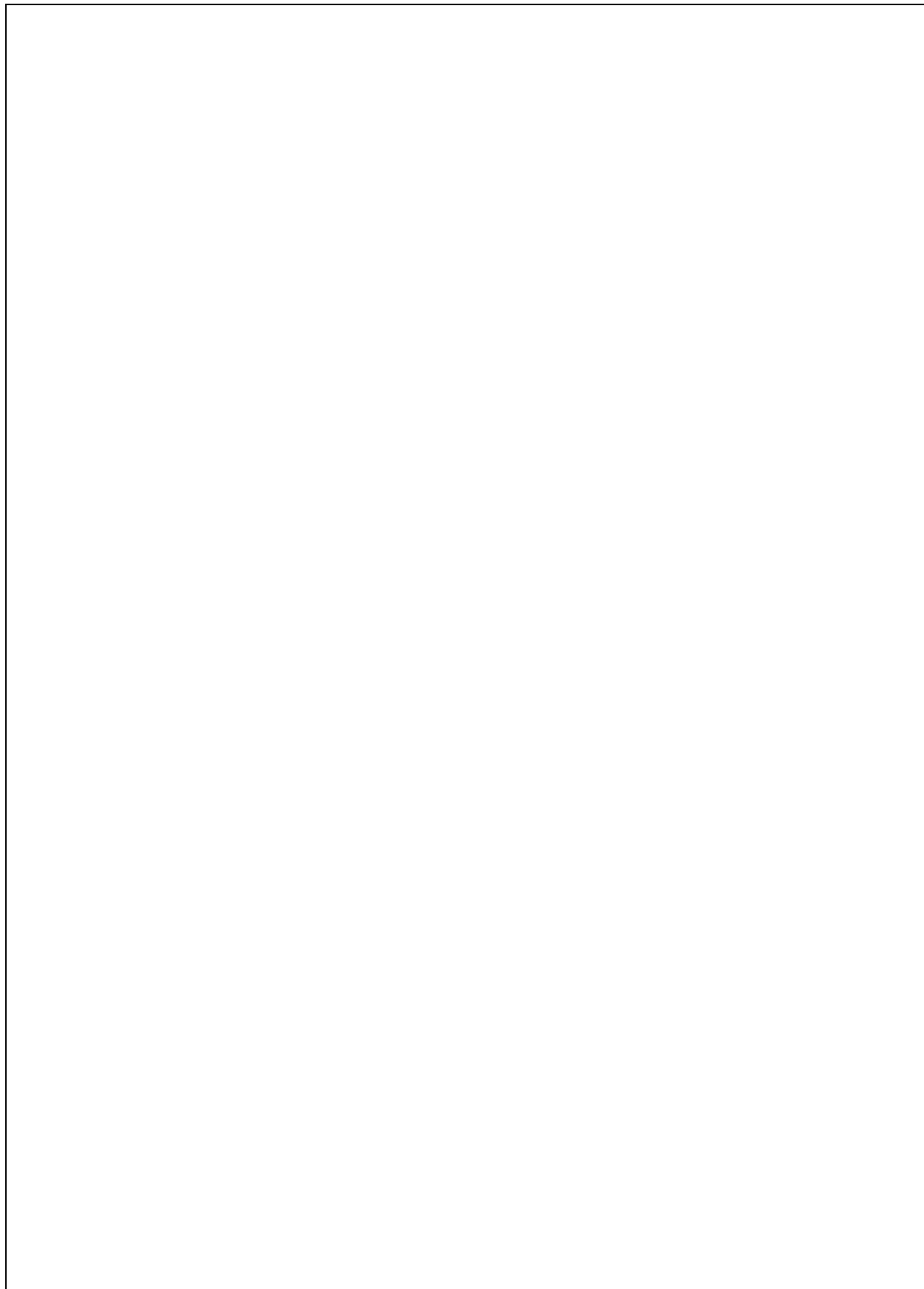
ケ 販売予定商品及び商品写真（別紙様式第6）

コ その他のアピールポイント

店舗レイアウト図



店舗イメージ図（外観等のイメージ）



販売予定商品及び商品写真

<p>商品名： _____</p> <p>価 格： _____ 円</p> <p>カロリー： _____ kcal</p>	<p>商品名： _____</p> <p>価 格： _____ 円</p> <p>カロリー： _____ kcal</p>
<p>商品名： _____</p> <p>価 格： _____ 円</p> <p>カロリー： _____ kcal</p>	<p>商品名： _____</p> <p>価 格： _____ 円</p> <p>カロリー： _____ kcal</p>

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
相馬原駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊相馬原駐屯地における食堂の設置及び経営の業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できること、また、仕様書に記載する事項を遵守することを確約します。

本社（店）所在地

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

⑨

法人・個人の別

法人・個人

（ふりがな）

担当者氏名：

電 話 番 号：

F A X：

※注 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は、登録印を使用して下さい。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙による変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃貸権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たっては、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうロゴ（※1）、政治活動標ぼうロゴ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

相馬原駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

